

騎手送迎用車両借上業務仕様書

埼玉県浦和競馬組合（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との業務の仕様に関しては、次のとおりとする。

この仕様書は、騎手送迎用車両借上業務の大要を示すものであり、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。また、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1 車両

使用する車両は4人乗り以上の旅客乗用車とし、同時刻に別表に定める車両台数を確保できること。

2 運転手

乙は、業務を履行するため、この業務に適した運転手を配置しなければならない。

3 服務規律

乙は、細心の注意をもって業務にあたるとともに、利用者に対しふさわしい態度をもって接しなければならない。

4 守秘義務

乙は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

5 事故発生時の処理

乙は、送迎業務中、万一、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、甲及び関係者に通報しなければならない。

6 運行経路・時刻等

乙は、甲が指定した経路を指定した時刻に車両を運行するものとする。ただし、渋滞、事故等でやむを得ず到着が遅れる恐れのある場合は、速やかに甲に連絡し、その指示の下、遅延を最小限にするための合理的な経路で運行するものとする。

なお、過失等より指定時間に遅れた場合は、違約金の徴収の対象とする。

また、運行に要する車両については、車両の使用状況により往路と復路における使用台数に変更が生じる場合がある。

7 送迎料金について

送迎に要する車両借上料金については、高速道路の料金を含む片道の運行料金を基本の車両借上げ料とし、往路・復路のそれぞれに使用する台数に乗じた額とする。

なお、迎車に際して指定時刻以前の待機時間については、基本の料金の範囲内とす

る。

ただし、レースの遅延等により、やむを得ず指定した時間を超えての待機となった場合については、待機時間の状況によって、料金の加算の対象とする。

指定時刻の3時間前を過ぎてからの運行取消は、基本の車両借上げ料を支払うものとする。但しこの場合、実際に費用を要した場合を除き基本の車両借上げ料から高速料金を差し引いた額とする。

8 乗降の確認

乙は、出発の際、乗車騎手の人数及び氏名の確認を行うこと。運行車両の乗車、降車の際は、必ず周囲の安全を確認し、運行中は安全運行に努めなければならない。

なお、騎手を指定場所以外で途中下車をさせるなど、公正確保を害することをしてはならない。騎手の途中下車は理由の如何を問わず緊急事態に該当するもので、速やかに甲に通報しなければならない。

9 注意事項

各送迎場所で待機する場合は、危険防止及び公正確保のため指定された場所以外には、立ち入ってはならない。

10 定めのない事項

その他、定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上、定めるものとする。

別表 運行経路及び予定使用台数

<u>ルート 1</u>		
1 出発地	野田トレーニングセンター内騎手会事務所	
2 到着地	浦和競馬場	
3 予定使用台数	10台	
<u>ルート 2</u>		
1 出発地	浦和競馬場	
2 到着地	野田トレーニングセンター内騎手会事務所	
3 予定使用台数	10台	
<u>ルート 3</u>		
1 出発地	大井競馬場内騎手会事務所	
2 到着地	浦和競馬場	
3 予定使用台数	6台	
<u>ルート 4</u>		
1 出発地	浦和競馬場	
2 到着地	大井競馬場内騎手会事務所	
3 予定使用台数	6台	
<u>ルート 5</u>		
1 出発地	船橋競馬場内騎手会事務所	
2 到着地	浦和競馬場	
3 予定使用台数	8台	
<u>ルート 6</u>		
1 出発地	浦和競馬場	
2 到着地	船橋競馬場内騎手会事務所	
3 予定使用台数	8台	
<u>ルート 7</u>		
1 出発地	川崎競馬小向トレーニングセンター内騎手会事務所	
2 到着地	浦和競馬場	
3 予定使用台数	6台	
<u>ルート 8</u>		
1 出発地	浦和競馬場	
2 到着地	川崎競馬小向トレーニングセンター内騎手会事務所	
3 予定使用台数	6台	

ルート 9

- 1 出発地 大井競馬小林牧場分厩舎管理事務所
- 2 到着地 浦和競馬場
- 3 予定使用台数 2台

ルート 10

- 1 出発地 浦和競馬場
- 2 到着地 大井競馬小林牧場分厩舎管理事務所
- 3 予定使用台数 2台

※ 2人～3人につき1台の運用を基本とするが、1台の迎車時間に複数人を乗車させることができない場合は1人1台となる場合がある。